

## 呉市水道局入札参加資格審査（物品等）の申請要領について

呉市水道局財務課契約係

平成 22～24 年度において呉市水道局が発注する物品の売買，借入れ，修繕，製造の請負及び施設管理委託業務等の契約に関し，一般競争入札又は指名競争入札に参加し，又は随意契約の相手方となることを希望する方は，次の要領で申請してください。

### 1 資格要件

資格審査を受けるにあたって次の各号に該当する者は，「入札参加資格審査申請書」を提出することができません。

- (1) 入札に係る契約を締結する能力を有しない者（成年被後見人又は被保佐人）
- (2) 破産者で復権を得ない者
- (3) 継続して 1 年以上その事業を営んでいない者
- (4) 営業に関し，必要な資格（許可，認可，登録）を有しない者
- (5) 消費税及び地方消費税並びに市区町村税を滞納している者

### 2 受付日時及び場所

- (1) 期間 平成 21 年 12 月 1 日(火)から 12 月 25 日(金)まで（土曜日，日曜日及び祝日を除く。）
- (2) 時間 午前 9 時～午後 4 時（正午から午後 1 時までを除く。）
- (3) 場所 〒737-0811 呉市西中央 3 丁目 1 番 5 号  
呉市水道局 2 階 財務課契約係 0823(26)1612

### 3 書類の記載等

- (1) 文字は楷書で明瞭に書くか，ゴム印が使用できる箇所は使用してもかまいません。なお，パソコンを利用して作成されてもかまいません。
- (2) 金額の単位は「千円」ですので注意してください。
- (3) 入札参加資格審査申請書の記入について，申請者が法人の場合は本社代表者名，個人営業者の場合は経営者名で申請し，実印を押印してください。
- (4) 使用印鑑は，当局との取引に使用する印鑑を届出てください。実印の必要はありません。必ず職名印又は氏名印を使用してください。（社印など個人を特定できないものは不可）
- (5) 入札，見積等の権限を委任する場合は，委任状を提出してください。  
この場合は，代理人の確認印と使用印鑑は同じ印を押印してください。

### 4 提出書類（不足書類があった場合は登録できませんのでご注意ください。）

- (1) 「平成 22・23・24 年度入札参加資格審査申請書」

- (2) 法人の登記事項証明書又は申請人が個人の場合は、本籍地の市区町村が発行した身分証明書
- (3) 印鑑証明書
- (4) 「使用印鑑届」
- (5) 「納税に関する誓約書（法人又は個人事業者用）」
- (6) 「納税に関する誓約書（法人代表者又は受任者用）」
- (7) 消費税及び地方消費税に係る納税証明書( 税務署が交付する未納の税額が無いことの証明書で、法人の場合は様式その3の3, 個人の場合は様式その3の2など )
- (8) 財務諸表等（直前1年分又はこれに準じるもの）
  - ア 法人 貸借対照表, 損益計算書及び利益処分に関する書類の写し
  - イ 個人 確定申告書又は貸借対照表の写し
- (9) 次に掲げる書類で該当があるもの
  - ア 営業上必要とする許可, 登録等を有していることを証する書類の写し
  - イ 認証を取得した事業所の所在地が呉市内にある場合はISOの登録証の写し
  - ウ 障害者雇用状況報告書等の写し
  - エ 有資格者数一覧, 有資格者名簿及び個人の資格者証の写し
  - オ 呉市内に支店又は営業所等がある場合は, 営業所等所在調書及び法人設置届等の写し（呉市内に本店がある場合は必要ありません。）
  - カ 代理人を選任する場合は委任状
- (10) 「口座振替申込書」( 既に提出している場合は不要です )
- (11) 資格審査結果送付用封筒（宛名記入・長形3号, 80円切手を貼付したもの）
- (12) 備考 上記のうち, 官公庁で交付を受ける書類については, 公布日から3ヶ月以内のものを添付してください。写しでもかまいません。

### **個人情報に関する取扱いについて**

提出された書類等は, 入札参加資格審査の目的以外には使用しません。  
呉市個人情報保護条例その他関係法令( 条例を含む )の規定を遵守し, 個人の権利利益を侵害することのないように取り扱います。

## **5 書類の提出**

申請書類は, 指定期間内に持参もしくは郵送で提出してください( 受付期間内必着 )。

## **6 書類の審査等**

審査期間( 提出日から名簿登録日 )の間において, 不明な点についてお聞きする場合がありますのでご承知ください。

なお, 審査後「資格認定( 不認定 )通知書」を発送します。

提出された書類は、返却しませんのでご了承ください。

## 7 資格の有効期間

有効期間は、認定の日から平成 25 年 3 月 31 日までとします。ただし、平成 25 年 4 月 1 日以降においても平成 25 年度の当該資格の認定が行われていないときは、平成 25 年度の当該資格が認定される日まで有効とします。

なお、1 に掲げる事項に該当したとき又は申請書に虚偽の事実を記載したことが判明したときは、その資格を取り消すことがあります。

## 8 変更等の届出

入札参加資格の認定後において、次の登録事項に変更が生じた場合は、「入札参加資格審査申請事項変更届」を速やかに提出してください。

- (1) 所在地（住所）
- (2) 商号又は名称
- (3) 代表者の氏名（個人の場合はその者の氏名）
- (4) 代理人
- (5) 電話番号及びファクシミリ番号
- (6) 印鑑証明に係る印鑑又は使用印鑑
- (7) 組織内容
- (8) 口座番号等

## 9 その他

申請書等は呉市水道局のホームページにも掲載しています。

【<http://www.water-kure.jp/>】

### ご注意

呉市水道局では、呉市内に本店又は営業所等（法人設置届等がなされていること）が在る業者を「市内業者」、それ以外の業者を「市外業者」として「呉市水道局物品等入札参加有資格者名簿」に登録しています。

**入札参加資格は、原則名簿に登録された「市内業者」としており、「市内業者」から調達できない物品や実施できない業務委託等についてのみ、「市外業者」の入札参加を認めています。ただし、80 万円以下の物品については、当該名簿に登録していれば、この限りではありません。**

なお、建設関係の修繕・業務委託等の入札については、「呉市水道局建設工事有資格者名簿」及び「呉市水道局建設コンサルタント業務入札参加有資格者名簿」への登録が必要となりますのでご注意ください。